

発議第1号

ロシア軍によるウクライナへの軍事的侵略に強く抗議し、恒久平和を求める決議案

ロシア軍によるウクライナへの軍事的侵略に強く抗議し、恒久平和を求める決議をするものとする。

令和4年3月9日提出

提出者 和歌山市議会議員

中 谷 謙 二

中 尾 友 紀

中 村 朝 人

芝 本 和 己

山 本 忠 相

尾 崎 方 哉

ロシア軍によるウクライナへの軍事的侵略に強く抗議し、恒久平和を求める決議案

本年2月24日、ロシア軍はウクライナに対し、軍事的侵略を始めた。

現在、ロシア軍によるウクライナへの一方的な軍事的侵略が行われ、ウクライナ軍、ロシア軍のみならず、特にウクライナ国民に多くの死傷者が出ている状況にあり、その中には数多くの幼い子供も含まれている。また、ウクライナでは隣接する国々に避難をする人々、離れ離れになる家族、住まいを破壊され昼夜にわたり薄暗いシェルターに避難する人々が多数存在している。

一方、こうしたロシアの軍事的侵略に対し、ロシア国民でさえも戦争反対、軍事的侵略反対のデモが行われ、ヨーロッパ、アジア、世界中のあらゆる国々がロシア政府のこうした行動に反対の意思を示し、即時中止を訴えている。

如何なる理由があろうとも一国の政治指導者の判断が人権を蹂躪していることに対して激しい憤りを覚えずにはいられない。こういった行為はもはや愚行であり、蛮行であると断ぜざるを得ず、加えて覇権主義大国の愚かな行為を容認することは国際社会の平和秩序を崩壊させる事態を招くことになるのである。

軍事的侵略あるいは戦争という愚行、蛮行は20世紀の遺物とすべきであり、今こそ世界中の人々の幸福のため叡智を結集し、恒久平和という崇高な目的達成のための努力をなすべき時である。また、現実を直視したとき、ウクライナへの経済支援も惜しみなく実施すべきと考える。

よって、我々和歌山市議会は、ロシア政府に対し、ウクライナへの軍事的侵略とウクライナ主権侵害に強く抗議するとともに、ロシア軍のウクライナ領土から全ての軍隊を即時撤退させ誠実なる国際法の遵守をもって両国間の対話による平和的解決を強く求めることをここに表明し、決議する。